

○岩見沢市成年後見制度利用支援事業実施要綱

平成 29 年 3 月 28 日

告示第 49 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、民法（明治 29 年法律第 89 号）で定める成年後見制度について、判断能力が十分でない高齢者、知的障害者、精神障害者等の福祉の増進を図るために、老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 32 条、知的障害者福祉法（昭和 35 年法律第 37 号）第 28 条又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 51 条の 11 の 2 の規定に基づく市長による成年後見、保佐及び補助開始に係る審判の請求（以下「市長申立て」という。）等について必要な事項を定めるとともに、成年後見制度の利用に係る費用負担が困難な者に対し、その費用を助成することで成年後見制度の利用を支援することを目的とする。

(市長申立ての基準)

第 2 条 市長は、次に掲げる事項を総合的に勘案して、必要があると認めるときは、市長申立てを行うものとする。

- (1) 事理を弁識する能力（民法第 7 条、第 11 条及び第 15 条第 1 項の能力をいう。）
 - (2) 生活状況及び健康状況
 - (3) 親族の存否及び当該親族による審判請求（民法第 7 条、第 11 条及び第 15 条第 1 項に規定する後見、保佐及び補助開始の審判（以下「審判請求」という。）を行う意思の有無
 - (4) その他福祉の増進を図る上で考慮すべき事情
- (調査)

第 3 条 市長は、前条の規定による判断を行うため、市長申立てをする必要があると認める者（以下「対象者」という。）の身体及び精神の状況、2 親等内の親族の有無等必要な調査を行うものとする。

2 前項の調査の結果、2 親等内の親族を有することが確認されたときは、当該親族に対して審判請求の必要性を説明し、親族による審判請求を促すものとする。

(医師の診断)

第4条 市長は、市長申立てをしようとするときは、あらかじめ、医師に対象者の精神状態等の診断を依頼し、当該市長申立ての適否を判断するものとする。

2 前項の診断は、家庭裁判所の指定する診断書によるものとする。

(市長申立て)

第5条 市長は、対象者について、第3条第1項の調査を行い、第2条の規定により市長申立てが必要と判断したときは、老人福祉法、知的障害者福祉法又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づき、市長申立てを行うことができる。ただし、4親等内の親族であって審判請求を行う意思がある者の存在が明らかであるときは、市長申立ては行わないものとする。

2 市長は、市長申立てをするに当たり、必要と認めるときは、弁護士、家庭裁判所等に事前に協議することができる。

3 市長は、市長申立てをするに当たり、対象者の状況を考慮し、必要があると認めるときは、家事事件手続法（平成23年法律第52号）第126条第1項、第134条第1項及び第143条第1項の規定による審判前の保全処分の申立てを行うものとする。

(市長申立ての手續)

第6条 市長申立てに係る申立書、添付書類及び予納すべき費用等は、家庭裁判所の定めるところによる。

(親族等への情報提供)

第7条 市長は、第3条第2項の規定により、対象者の個人情報とその親族に提供し、親族が行う審判請求手続等の援助をするときは、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定を遵守して行うものとする。

(令5告示119・一部改正)

(市長申立てに要する費用の負担)

第8条 第5条の規定による市長申立てに要した費用は、家事事件手続法第28条第1項の規定に基づき、市が負担するものとする。

(市長申立てに要した費用の求償)

第9条 市長は、市長申立てを行った対象者の資産の状況等を勘案して、市長

申立てに要した費用の全部又は一部を当該対象者に負担させることができる。

2 市長は、市長申立てに要した費用の全部又は一部を市長申立てを行った対象者に負担させることが相当と判断したときは、家事事件手続法第28条第2項及び第29条第1項の規定による手続費用の負担を命ずる審判（以下「費用負担命令」という。）を申し立てるものとする。

3 市長は、費用負担命令があったときは、市長申立てを行った対象者に対してその費用を求償するものとする。

（審判請求費用の助成）

第10条 市長は、審判請求を受ける者及び当該審判請求の申立人が次の各号のいずれかに該当する場合は、審判請求に係る費用について助成金の全部又は一部を交付することができる。

（1） 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者

（2） 審判請求費用を負担することで、生活保護法第6条第2項に規定する要保護者となる者

（3） その他審判請求費用を負担することが困難であると市長が認める者

2 前項の規定により助成金の交付を受けることができる者は、当該審判請求を受ける者であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

（1） 65歳以上の本市介護保険被保険者（本市に所在する住所地特例対象施設に入所等をしている住所地特例適用被保険者を含む。）

（2） 市長が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第6条の自立支援給付の支給決定を行った者

（3） その他審判請求費用の助成をする必要があると市長が認める者

3 審判請求費用に対する助成金の額は、当該審判請求に要した収入印紙代、登記印紙代、家庭裁判所へ予納した郵便切手代、診断書料及び鑑定料の金額とする。

4 審判が確定する前に審判請求を受けていた者が死亡した場合又は審判が確定した後第12条に規定する助成の申請を行う前に審判請求を受けた者が死亡した場合は、当該審判請求を行った申立人を助成の対象とする。この場合

において、家庭裁判所から返還を受ける予納した費用については、助成しない。

（成年後見人等の報酬に係る費用の助成）

第 11 条 市長は、成年被後見人、被保佐人又は被補助人（以下「成年被後見人等」という。）が前条第 1 項各号のいずれかに該当する場合は、成年後見人、成年後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人（以下「成年後見人等」という。）の報酬に係る費用について助成金の全部又は一部を交付することができる。

2 前項の規定により助成金の交付を受けることができる者は、成年被後見人等であって、前条第 2 項各号のいずれかに該当するものとする。

3 助成対象期間は、後見事務期間のうち 12 か月以内を原則とし、月数の計算に当たり、1 か月未満の端数日が生じる場合又はその月の始期若しくは終期が月の中途である場合は、当該月は日割計算（1 円未満の端数は切り捨てる。）により算出するものとする。ただし、次条に規定する報酬に係る助成の申請を初めて行う場合及び成年被後見人等の死亡後に行う場合は、この限りでない。

4 成年後見人等の報酬に係る費用に対する助成金の額は、家庭裁判所が決定した報酬額を原則とし、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める金額を上限とする。

（1） 在宅で生活をしている場合 月額 28,000 円

（2） 施設入所又は長期入院（以下「施設入所等」という。）をしている場合 月額 18,000 円

5 前項に規定する上限額について、同月に在宅及び施設入所等が混在する場合は、在宅で生活をしている場合の上限額とみなす。

6 家庭裁判所において 12 か月を超える期間の報酬が決定された場合は、助成対象期間の初月を始期とし、第 4 項に定めるそれぞれの月額に 12 を乗じた額まで助成の対象とする。ただし、次条に規定する報酬に係る助成の申請を初めて行う場合及び成年被後見人等の死亡後に行う場合は、この限りでない。

7 成年被後見人等が死亡した後に決定された報酬については、家庭裁判所が

決定した報酬の額から被後見人等の遺留資産を差し引いてもなお不足する金額とする。

8 第1項の規定による成年後見人等の報酬に係る助成については、成年後見人等が親族である場合は、助成の対象としない。

9 次条に規定する助成の申請を行う前に成年被後見人等が死亡した場合又は家庭裁判所の報酬付与の審判が成年被後見人等の死亡後に行われた場合は、報酬を付与するとされた成年後見人等を助成の対象とする。

(助成金の申請等)

第12条 審判請求費用又は家庭裁判所が決定した成年後見人等の報酬に係る費用の助成金の交付の申請をしようとする者(以下「申請者」という。)は、岩見沢市成年後見制度利用支援事業助成金交付申請書(様式第1号)に関係書類を添付し、市長に提出しなければならない。

2 前項の規定による助成の申請は、後見開始等審判の確定日又は報酬付与の審判日から90日以内に行わなければならない。

(交付決定又は却下)

第13条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、提出された申請書及び添付書類の内容を審査の上、助成交付の可否を決定し、助成金の額を定め、岩見沢市成年後見制度利用支援事業助成金支給(不支給)決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(令5告示119・一部改正)

(報告義務)

第14条 助成金の交付の決定を受けた者の成年後見人等は、当該助成金の交付の決定を受けた者の資産等の状況及び生活状況に変化があった場合には、速やかに市長に報告しなければならない。

(助成の中止及び返還)

第15条 市長は、第10条又は第11条の規定により助成金の交付を受けた者について、資産、収入等の状況の変化又は死亡等により助成の必要がなくなったと認められるときは、その内容に応じて助成を中止し、又は既に交付した助成金の返還を求めることができる。

2 市長は、第10条又は第11条の規定により助成金の交付を受けた者が偽

りその他の不正な手段により助成金の交付を受け、他の用途に使用し、その他法令又はこれに基づく市長の処分に違反したときは、交付の決定を取り消し、既に交付した助成金の全部又は一部を返還させることができる。

(補則)

第 16 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

(適用区分)

2 第 10 条の規定による審判請求費用の助成は、平成 29 年 4 月 1 日以後に審判請求をした審判請求費用について適用する。

附 則 (令和 3 年 9 月 30 日告示第 166 号)

(施行期日)

1 この要綱は、令和 3 年 10 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の岩見沢市成年後見制度利用支援事業実施要綱の規定は、この告示の施行の日以後の申請その他の手続について適用し、施行日前の申請その他の手続については、なお従前の例による。

改正文 (令和 5 年 6 月 26 日告示第 119 号) 抄

告示の日から施行し、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。

附 則 (令和 7 年 3 月 14 日告示第 38 号)

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から施行する。

(経過措置)

2 第 11 条の規定による成年後見人等の報酬に係る費用の助成は、報酬付与の審判日から 5 年以内の後見事務を対象とする。

3 この要綱の施行日から令和 7 年 5 月 31 日までの間において、第 12 条第 1 項に規定する助成金の申請を行った者については、第 12 条第 2 項の規定は適用しない。